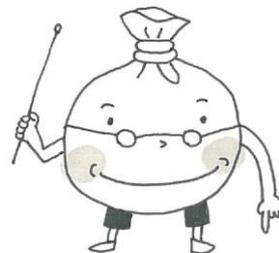
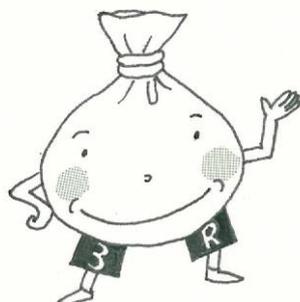


生ごみ処理機器の購入費の補助

市では、家庭から排出されるごみの減量策の一環として、生ごみ処理機または生ごみ処理容器を購入した市民の方に対し、次のとおり補助金の交付をしています。



項目	区分	性能	能力	補助金限度額
対象機器	生ごみ処理機 耐用年数5年 (電気で動く機械式のもの)	家庭から排出される生ごみを、電気を用いて発熱またはかくはんして減量し、またはたい肥にする機械。	①材質が耐水性及び耐久性を備えていること。	購入価格(消費税込み)の3分の1で2万円を限度とする。 1世帯1基まで 100円未満は切り捨て
	生ごみ処理容器 耐用年数5年 (コンポスト等)	家庭から排出される生ごみを、地上または地中に放置して減量し、またはたい肥にする容器。	①材質が耐水性及び耐久性を備えていること。	1基につき4千円を限度とした購入価格(消費税込み)とする。 1世帯2基以内
			②有効容量が18リットル以上であること。	
			③臭気等の発散及び雨水等の流入を防止するためのふたがあること。	
補助対象者	市内に居住していること。 購入した生ごみ処理機器を常に良好な状態で維持管理できること。 市税の滞納がないこと。			
申込方法	提出書類 ①入間市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書兼請求書 ②領収書またはその写し ③市税に滞納がないことの確認願 ※③については、収税課で証明を受けたものを提出してください。 提出先 総合クリーンセンター、リサイクルプラザ、市役所生活環境課、各地区センター (申請書は上記施設と市ホームページにあります。)			
その他の注意事項	※領収書には補助金申請者の名前、金額(税込か税抜かも明記)、生ごみ処理機器のメーカーと製品名を明記してください。 ※送料、手数料、延長保証サービス料、クーポン・ギフト券・販売店が行っているポイントサービス等の使用分は、補助の対象外です。 ※クレジットカードや分割でご購入の場合は総合クリーンセンターまでご連絡ください。 ※補助金の交付予定時期は申請した月の翌月末です。 ※ディスポーザー(台所から出る生ごみを粉碎して下水などに流す器具)は対象外です。			



問い合わせ

入間市総合クリーンセンター
住所：入間市大字新久127-1
電話：04-2934-5546

